

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団
審査基準

1. 趣旨

- (1) この審査基準は、一般財団法人くまもと SDGs 推進財団（以下、「当財団」という。）が資金提供等の支援活動を行う際の基礎となる視座と価値観を示したものである。
- (2) 各事業の企画時に、この審査基準から特に重点的に用いる基準の選定等を行うものとする。
- (3) この審査基準の他に、特に加えるべき視点や基準がある場合には、この審査基準と相反しない範囲で、複合的に用いることが出来る。
- (4) この審査基準を示す際には、その趣旨を違えない範囲において、平易な言葉づかいや表現に変更するなど分かりやすく表現することができる。
- (5) 事業環境や時代の趨勢に応じて、この審査基準は見直すこととする。

2. 審査基準

- (1) 持続可能性 SDGs の推進性
 - ① SDGs 推進を目指す公益的な事業であるか。
- (2) 社会性・地域性
 - ① 事業実施地域や対象者層の社会的、文化的な背景や歴史、各種災害の発生など、現在の状況を踏まえた課題設定がなされており、その現状や特性に具体的に対応しようとする事業であるか。
- (3) 公益性
 - ① 地域の諸課題の解決、地域の活性化、多様な価値観に基づく多様な取り組みの実現、各種災害からの復興など、地域の公益の増進に資する取り組みであるか。
- (4) 事業の有効性
 - ① 現実的に発生している地域課題への対応のみならず、問題の根本的な解決及び予防・早期介入的な視点を有しているか。
 - ② 対象となる地域や対象者が具体的であり、そのニーズに合致しているか。
 - ③ 对人的なサービスに関しては、事業領域や対象者層の特性を十分考慮し、基本的人権や、子どもの権利条約の尊重、人間の尊厳の回復や生活の質の向上、自信・自尊心の回復や醸成、各種能力の開発、心身共にかかる負担の緩和や機能の回復などの視点をふまえ、これらを十分考慮したものであるか。
 - ④ 活動の実施にあたって、当事者のみならず、関係者・団体や行政機関や地元関係組織等、関係する周囲のコミュニティーを必要に応じて巻き込み、また具体的な連携関係を構築している、あるいは構築しようとしているか。

- ⑤ 事業が地域の種々の課題や問題に対して、具体的な変化を及ぼす可能性が予測できる特性や取組みであり、また活動の成果が実証できる要素が含まれているか。

(5) 発展性

- ① 事業実施に際して、当該事業、実施組織、当該地域等の中期的な時間軸において、望ましい状況、到達したい状況に関する定義や予測、予測をもっているか。また、その状況に到達しようとする際に生じるであろうリスクについても、予測、予見されているか。
- ② 事業を実施することで、その事業並びに従事するスタッフ、当該組織がさらに成長・発展していく可能性が予測できる特性や、必要な取組みが計画されているかどうか。
- ③ 事業を、異なった環境にも応用できる要素（哲学、活動方針等）があるかどうか。

(6) 事業実現可能性

- ① 事業の目的や評価軸が明確であり、その目的の達成にむけて、各種資源の投入や関係性等の構築、及び専門家や経験者の活用や人材の育成など、必要と考えられる点が十分に考慮された計画であるか。
- ② 事業はその目的達成の為に、経済的に効率の良い手段を用いているか。

か。

(7) 組織基盤

- ① 事業を実行するための財務管理力、組織運営力、必要となる人材や知見、専門性を有しているか。また、スタッフや参加者に活動や組織運営上求められる知見や技能の研修等の実施や支援を行っているか。
- ② 組織の信頼性や透明性を担保するための事業活動と財務についての情報公開、並びに情報発信等の取組みがなされているか。
- ③ ハード面、ソフト面を問わず、事業や組織の「質、規模、事業継続能力」を向上することに資する事業であるか。

(8) 緊急性・重要性

- ① 各種災害の発生後の緊急救援、様々な対処及び復旧等、緊急度が高く、重要度が高いものであるか。
- ② 大規模自然災害等緊急を要する事業の場合、これまでの災害発生後の対処の知見に照らして、妥当性と必要性が認められるものであるか。

(9) 本財団が定める特定テーマへの合致

- ① 本財団が事業毎に定める特定テーマ、趣旨や要件に合致するものであるか。

注記：特定寄付金事業事前指定型においては、寄付金募集力の有無を審査に加味するものではない。